

令和5年度 安全への取り組み 実績報告と令和6年度の安全への計画について



健康経営優良法人
KENKO Investment for Health

株式会社ボルテックスアーク

本報告書は、お客様からより一層信頼され、地域社会の発展に貢献できることを目指して、安全第一主義のもと「安心・信頼・喜び」のサービスを提供するための取り組みと令和4年度の安全への計画を報告するものでございます。

令和6年4月1日
株式会社ボルテックスアーク
代表取締役社長 福岡 泉

目次

1. 経営理念
2. 輸送の安全に関する基本方針
3. 令和5年度 輸送の安全に関する目標の達成状況及び事故に関する統計
4. 令和6年度 輸送の安全に関する目標
5. 令和6年度 輸送の安全に関する重点施策
6. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
7. 安全管理規程および安全統括管理者
8. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置
9. 行政処分の状況
10. 輸送の安全に関わる組織体制および指揮命令系統
11. 事故、災害に関する報告連絡体制
12. 新型コロナウイルス感染症対策について
13. その他

【別紙1】 令和5年度 輸送の安全に関する乗務員年間教育計画

【別紙2】 令和6年度 輸送の安全に関する乗務員年間教育計画

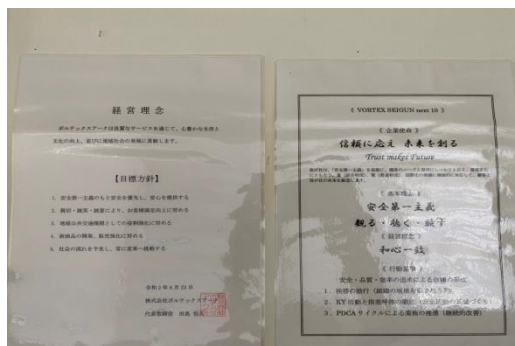
【別紙3】 安全管理規程

■ 1. 経営理念

ボルテックスアークは良質なサービスを通じて、心豊かな生活と文化の向上、並びに地域社会の発展に貢献します。

基本方針

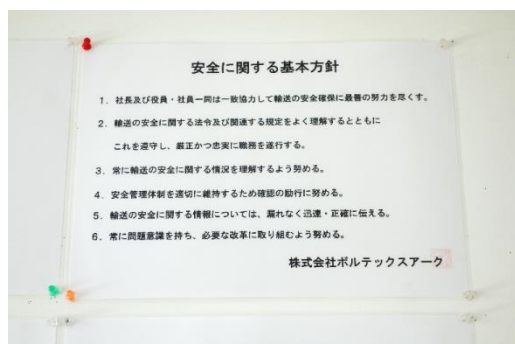
- (1) 安全第一主義のもと安全を優先し、安心を提供する
- (2) 親切・誠実・誠意によりお客様満足向上に努める
- (3) 地域公共交通機関としての役割強化に努める
- (4) 新商品の開発、販売強化に努める
- (5) 社会の流れを予見し、常に変革へ挑戦する



事務所内に掲示

■ 2. 輸送の安全に関する基本方針

- (1) 社長及び役員・社員一同は一致協力して輸送の安全確保に最善の努力を尽くす。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともに、これを遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行する。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努める。
- (4) 安全管理体制を適切に維持するため確認の励行に努める。
- (5) 輸送の安全に関する情報については、漏れなく迅速・正確に伝える。
- (6) 常に問題意識を持ち、必要な改革に取り組むよう努める。



事務所内に掲示



携帯用カードを就業中、着用

■ 3. 令和5年度輸送の安全に関する目標の達成状況及び事故に関する統計

令和3年度(2023年4月1日～2024年3月31日)における輸送の安全目標及び達成状況は以下のとおりです。

(1) 安全目標及び達成状況(貸切バス)

目標		結果	達成状況	前年比
重大事故	0件	0件	達成	±0件
人身事故	0件	0件	達成	±0件
上記内、責任事故	0件	0件	達成	±0件
物損事故	0件	0件	達成	±0件
上記内、責任事故	0件	0件	達成	±0件
健康起因事故	0件	0件	達成	±0件
途中故障・異常発生	0件	0件	達成	±0件

(2) 安全目標及び達成状況(乗合バス)

目標		結果	達成状況	前年比
重大事故	0件	0件	達成	±0件
人身事故	0件	0件	達成	±0件
上記内、責任事故	0件	0件	達成	±0件
物損事故	0件	0件	未達成	±0件
上記内、責任事故	0件	0件	達成	±0件
健康起因事故	0件	0件	達成	±0件
途中故障・異常発生	0件	0件	達成	±0件

重点施策に掲げる逆突(バック)事故ゼロの達成できました。今年度も引き続き、乗務員研修等で指導、日々の点呼で注意喚起を行うなどゼロの継続ができるよう取り組んで参ります。

(3) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する報告

2023年4月1日から2024年3月31日までの期間における事故報告件数は、 0件 でした。

(4) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和3年度（2023年4月1日～2024年3月31日）における「自動車事故 報告規則第2条に規定する事故」に関する統計は以下のとおりです。

種 別	2021年度	2022年度	2023年度
人身事故	0件	0件	0件
物損事故	0件	0件	0件
健康起因	0件	0件	0件
車両故障	0件	0件	0件

【参考】自動車事故報告規則第2条（抜粋）

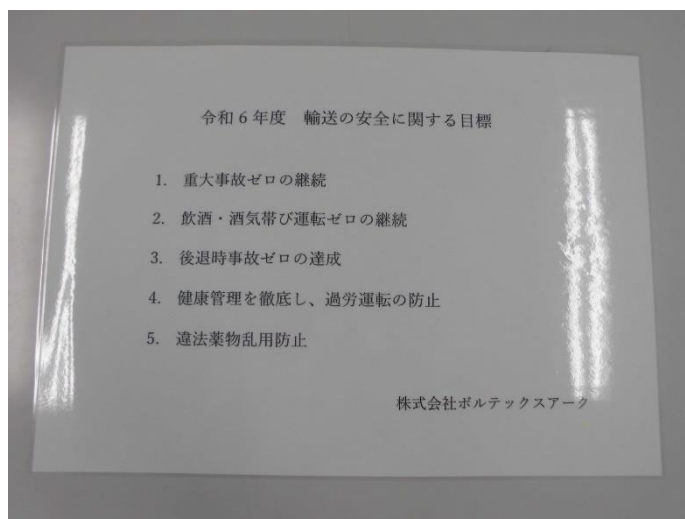
1. 自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、もしくは接触したもの
2. 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
3. 死者又は重傷者（注1）を生じたもの
4. 10人以上の負傷者を生じたもの
5. 自動車の積載されたものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの（危険物、火薬類等）
6. 自動車の積載されたコンテナが落下したもの
7. 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に傷害（注2）が生じたもの
8. 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの
9. 運転者の疾病により、自動車が運行できなくなったもの
10. 救護義務違反があったもの
11. 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの
12. 車輪の脱落を生じたもの（故障によるものに限る）
13. 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
14. 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
15. 自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

(注1)14日以上入院を要する傷害や、入院を要する傷害で治療を要する期間が30日以上のもの等

(注2)11日以上治療を要する傷害

■ 4. 令和6年度 輸送の安全に関する目標

- (1) 重大事故ゼロの継続
- (2) 飲酒・酒気帯び運転ゼロの継続
- (3) 後退時事故ゼロの達成
- (4) 健康管理を徹底し、過労運転の防止
- (5) 違法薬物乱用防止



事務所内に掲示

■ 5. 令和6年度 輸送の安全に関する重点施策

当社は、輸送の安全に関する基本方針に基づき、重点施策を定め、令和6年度に実施いたします。

- (1) 「安全第一主義」のもと、全社員で輸送の安全に最善の努力を尽くします。
- (2) 輸送の安全に関する教育及び研修を計画し、乗務員・バスガイド・添乗員への確に実施し、安全に対する意識徹底を行います。
- (3) 輸送の安全に関する費用投資を積極的かつ効率的に行います。
- (4) 輸送の安全を確保するために、乗務員の健康管理を徹底し、健康起因事故防止及び過労運転防止の継続に努めます。
- (5) 輸送の安全に関する情報連絡体制をもとに、必要な情報は漏れなく、迅速かつ正確に共有します。
- (6) 感染症対策について社員全員で意識を高く持って取り組み、お客様へ「安心・信頼・喜び」を提供できるよう、最善の努力を尽くします。

■ 6. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 社内全体の安全に対する取り組み

- ① 朝礼にて交通安全標語・作業安全標語・指差呼称標語を社員全員で唱和し、安全に対する意識の徹底を行っております。また、毎年10月頃に、交通安全・作業安全の標語を募集し、最優秀賞・優秀賞には表彰を行っております。



事務所内に掲示

- ② 「安全に関する基本方針」が記載してある携帯カードを社員全員が就業中、身に着け、安全に対する意識の徹底を行っています。



携帯用カードを就業中、着用

- ③ 無事故・無違反表彰制度を行っており、年度末に無事故・無違反の運転者を表彰しています。運転者のモチベーション向上と、安全に対する意識の更なる向上を目指しています。また、社員全員の無事故・無違反証明を5月に申請し、運転者だけでなく社員全員で交通安全について取り組みを行っております。



- ④ 交通安全運動期間中、「交通安全運動実施中」の旗を持ち、安全運転を促す街頭指導を年4回行っております。また、期間中は全社員、「交通安全運動実施中」のリボンを着用することにより、安全への意識を高めております。



交通安全運動期間中に着用しているリボン

- ⑤ 内部監査を実施し、社長及び安全統括管理者と会議をしています。また、現業部門も交えて、輸送の安全に関する問題点などの会議を適宜、行っております。



現業部門（営業・運行管理・運転手）を交えた会議の様子

(2) 安全運行に関する取り組み

- ① 年間2回、健康診断を受診し、再検査対象者については結果通知が届いてから1週間以内に再検査を行っております。また社内保健師が常駐し、日頃から健康管理を徹底しております。



社内保健師よりアドバイスを受けている様子

- ② 定期健康診断に加えて、SAS（睡眠時無呼吸症候群）検査、脳ドック検査も実施し、健康起因による事故を未然に防ぐ取り組みも行っております。



SAS検査イメージ

- ③ 出庫・帰庫時の点呼は運行管理者及び補助者が厳正に行っております。



出庫時の点呼の様子

- ④ インフルエンザ対策を実施しており、毎年、インフルエンザ流行前に予防接種を全社員が受けています。なお、予防接種の費用については社が全額を助成しています。



予防接種イメージ

- ⑤ 乗務中の熱中症対策として、保冷剤・急冷パック・冷却シートなどを入れた保冷バックを持たせて、熱中症予防の注意喚起を行っています。また、万が一の場合に、お客様への応急処置としても活用しています。



猛暑時の乗務に持たせている保冷バック

- ⑥ 運行途中の車両故障を未然に防ぐため、車両の日常点検・定期整備を徹底しています。



専門講師をお招きして点検の重要性についての研修の様子

(3) 乗務員年間教育計画(別紙1・2)について

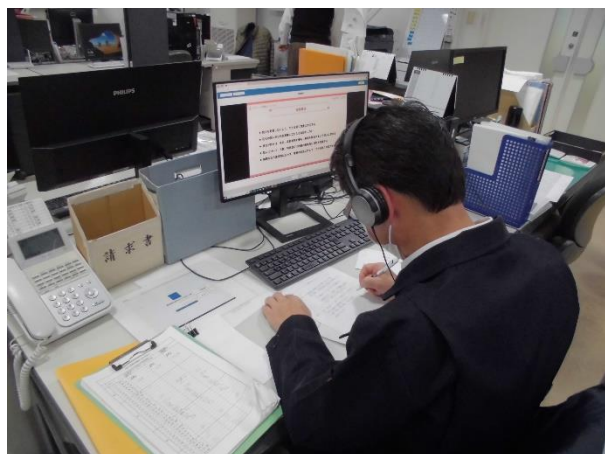
- ① 毎年、別紙1・2のように年間計画を立て、乗務員への安全に関する教育を行っています。研修の様子はホームページに写真で掲載しております。



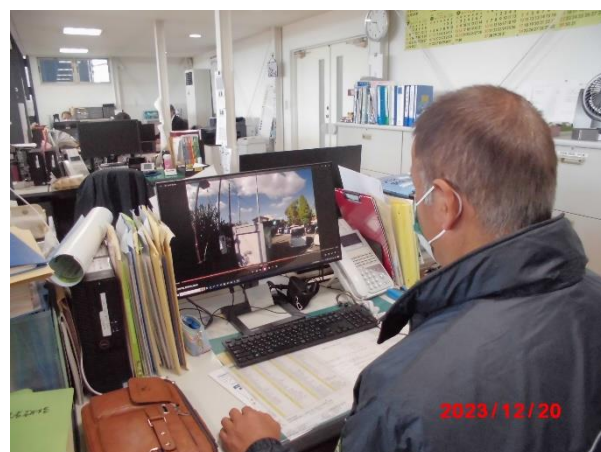
2023年5月
非常用信号・消火器の使い方研修



2024年3月
大型バスの死角についての研修



2023年6月より
Web研修(eラーニング)実施



2023年12月
ドライブレコーダー映像を使った
研修

- ② 「車両の設備・整備について」、「救急救命講習(AED)」は専門の外部講師をお招きし、より知識を深めております。



専門講師をお招きして、車両の点検、救急救命講習（AED）についての研修

- ③ 「健康管理の重要性」に関しては、社内保健師が健康管理の重要性について研修をしています。また健康診断の結果を踏まえて、個人個人に健康管理についてアドバイスも行っております。



社内保健師による「健康管理の重要性」についての研修

(4) 役職員及び管理者への講習について

- ① 運行管理者・整備管理者の一般講習を定期的に受講しています。
- ② 運輸マネジメントに関わる講習の受講をしています。
- ③ その他関係省庁が主催する講習、群馬県バス協会が主催する講習会への参加もしています。

■ 7. 安全管理規定および安全統括管理者

「安全管理規定」は別紙3の通りです。

なお、安全統括管理者は 代表取締役 福岡 泉 です。

■ 8. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置

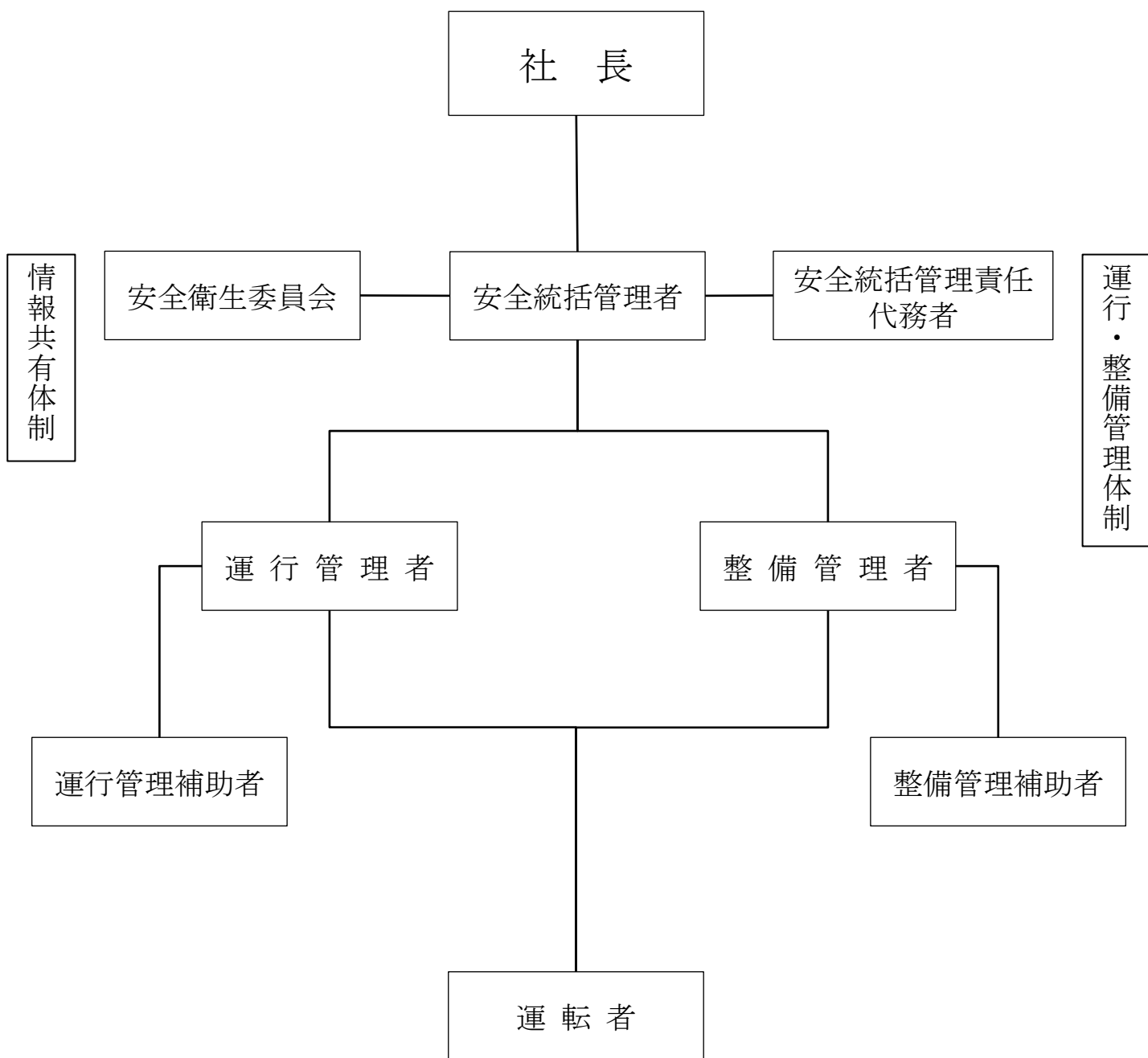
1. 実施日 令和6年2月8日
2. 場所 本社営業所
3. 内部監査員 営業課 担当者1名
4. 重点監査項目
(1)乗務員への教育・研修を行い、その資料が適切に記録・保管されているか。
(2)乗務員の労務管理が適切にされているか。
(3)経営幹部または管理者から現場への伝達方法は適切であるか。
5. 監査結果(指摘事項) 緊急の改善を要する指摘事項はありませんでした。

■ 9. 行政処分の状況

令和5年度、行政処分はありません。

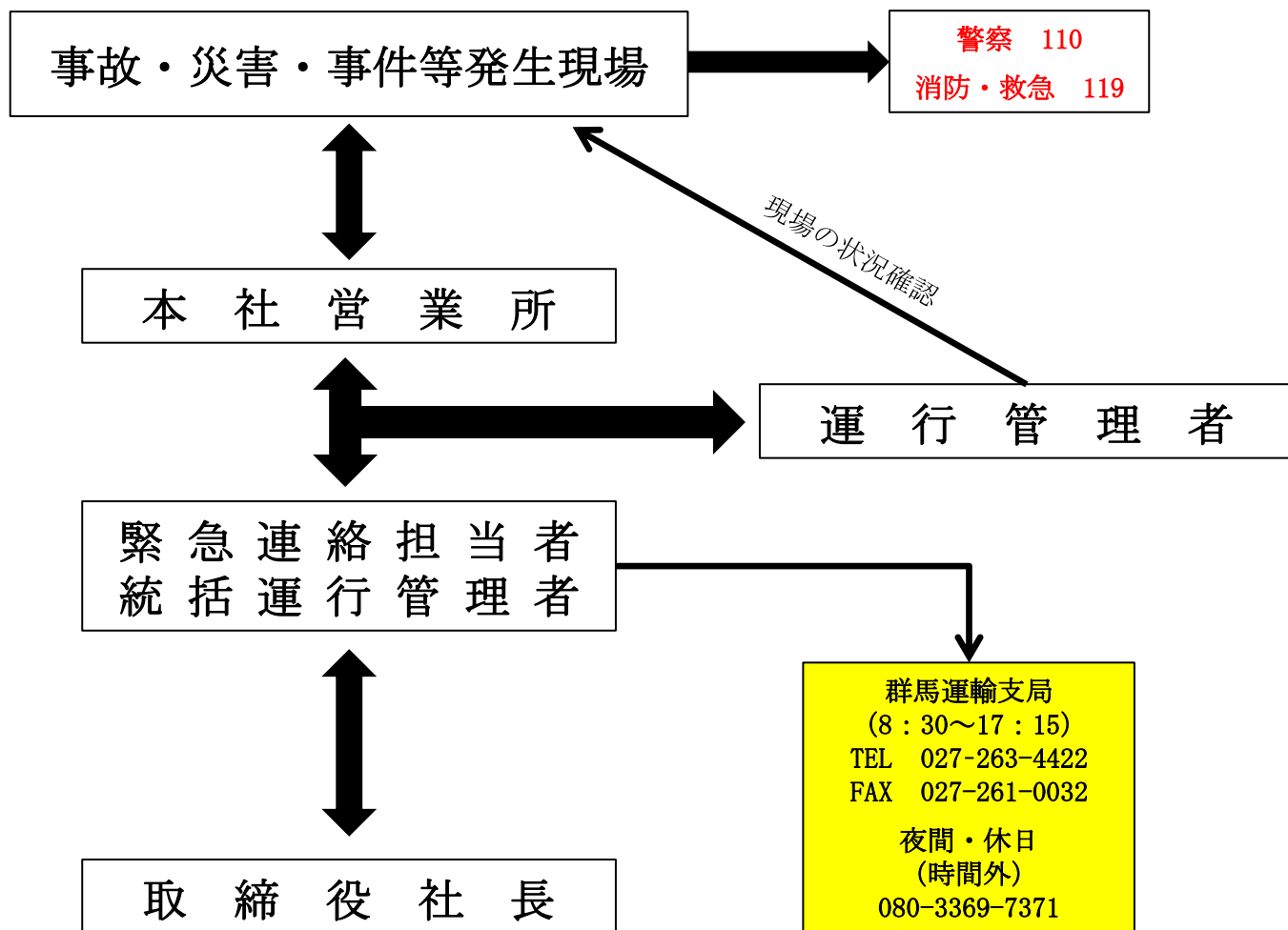
■ 10. 輸送の安全に関わる組織体制および指揮命令系統

「輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統」は以下の通りです。



■ 1 1. 事故、災害に関する報告連絡体制

「緊急連絡体制」は以下に定める通りです。



次の事故が発生した場合、24時間以内に群馬運輸支局に報告する。

- (1) 自動車が火災・転覆・転落、または鉄道車両と衝突もしくは接触したもの
- (2) 死者又は重傷者を生じたものであって次に掲げるもの
 - ・ 1人以上の死者を生じたもの
 - ・ 5人以上の重傷者を生じたもの
 - ・ 旅客に1人以上の重傷者を生じたもの
- (3) 10人以上の負傷者を生じたもの
- (4) 酒気帯び運転があったもの

統括運行管理者は以下の報告事項を速やかに運輸支局に報告すること

1. 会社名
2. 事業形態
3. 発生日時
4. 発生場所
5. 事故車の登録番号
6. 死者・重傷者及び負傷者数
7. 事故概要
8. 情報入手先
9. その他詳細事項
10. 緊急連絡担当者及び連絡先

■ 1 2. 新型コロナウイルス感染症対策について

参考資料

- ・公益財団法人日本バス協会 バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第3版)
http://www.bus.or.jp/news/covid-19guideline_v3.pdf
- ・貸切バス旅行連絡会 日本バス協会・全国旅行業協会・日本旅行業協会合同ガイドライン(第1版)
http://www.anta.or.jp/law/pdf/covid-19_guideline_bus.pdf
- ・旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第2版)
https://www.jata-net.or.jp/virus/pdf/guideline/2020_newviruscrrespndncguideline2nd.pdf

【1. 社内での取組について】

- ・全社員、出勤前に検温し、記録用紙に毎日、体温、咳・風邪の症状などの有無を記入して管理しております。
- ・就業中はマスクの着用、定期的な手洗い・うがい、入口にアルコール消毒液を設置し、手・指の消毒を行っております。
- ・お客様カウンター、点呼所にアクリル板、事務所の机と机の間にビニールカーテンを設置しております。
- ・開店前、来客後は机・イスの消毒清掃を行っております。
- ・社内通知掲示板にコロナウイルス対策の書面を掲示し、情報共有をしております。



従業員入り口に設置している
アルコール消毒液



社内掲示板



点呼所



来店のお客様対応カウンター

【2.貸切バスでの取組について】

- ・乗降口にお客様用のアルコール消毒液を設置しております。
- ・運行中、乗務員はマスク着用、添乗員及びバスガイドはフェイスシールドを着用致します。立ち寄り先等での手洗いうがい、手指アルコール消毒を励行します。
- ・外気導入モードまたは窓を開けて車内換気を定期的に行います。また、窓が開かない車両がございますが、外気導入モードにて車内換気を行います。（外気導入モード時は約5～10分間で空気の入れ替えが可能です。ただし、真夏の高温時にはクーラー使用時に車内の温度が下がりにくい場合がございます。）
- ・帰庫後、待機中、宿泊地などで、車内の手すり・ひじ掛け等のお客様が手を触れる場所を中心に、適宜、消毒清掃を行います。
- ・手荷物の受け渡し時には、マスクの着用及び手袋等を着用致します。
- ・業務用オゾン発生器による車内の消臭・除菌を定期的に行います。
- ・運転席周りにアクリル板の設置をしています。
- ・令和3年3月20日、21日 貸切バス全車の車内に光触媒を施工しました。



バス車内のアルコール消毒液



車内の消毒清掃の様子



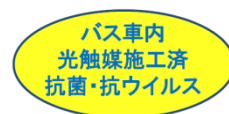
業務用オゾン発生器



運転席周りのアクリル板



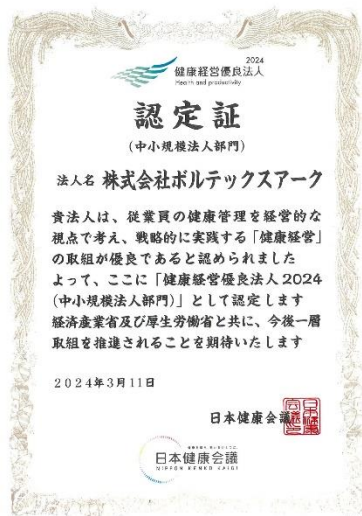
光触媒施工の様子



光触媒の詳細について

■ 1 3. その他

- ・ 令和5年3月11日 健康経営優良法人2022(中小規模法人部門)認定



令和5年度 輸送の安全に関する乗務員年間教育計画

実施月	教育内容
4月	春の全国交通安全運動 ドラレコ・デジタコを活用した研修 指導監督指針および法令で定められた事項
5月	事故や災害を想定した訓練 指導監督指針および法令で定められた事項
6月	不法改造防止月間 春の健康診断 指導監督指針および法令で定められた事項
7月	車内事故防止キャンペーン・シートベルト着用月間 夏の県民交通安全運動 ドラレコ・デジタコを活用した研修
8月	夏季輸送の安全総点検 指導監督指針および法令で定められた事項
9月	秋の全国交通安全運動 指導監督指針および法令で定められた事項
10月	ドラレコ・デジタコを活用した研修 指導監督指針および法令で定められた事項
11月	ボルテックグループKYT大会 インフルエンザの予防と対策について 指導監督指針および法令で定められた事項
12月	年末年始輸送安全総点検 事故や災害を想定した訓練（バスジャック） 秋の健康診断
1月	ドラレコ・デジタコを活用した研修 指導監督指針および法令で定められた事項
2月	AED・心配蘇生法研修 指導監督指針および法令で定められた事項
3月	ボルテックグループ無事故・無災害大会 指導監督指針および法令で定められた事項

令和6年度 輸送の安全に関する乗務員年間教育計画

実施月	教育内容
4月	春の全国交通安全運動 ドラレコ・デジタコを活用した研修 指導監督指針および法令で定められた事項
5月	事故や災害を想定した訓練 指導監督指針および法令で定められた事項
6月	不法改造防止月間 春の健康診断 指導監督指針および法令で定められた事項
7月	車内事故防止キャンペーン・シートベルト着用月間 夏の県民交通安全運動 ドラレコ・デジタコを活用した研修
8月	夏季輸送の安全総点検 指導監督指針および法令で定められた事項
9月	秋の全国交通安全運動 指導監督指針および法令で定められた事項
10月	ドラレコ・デジタコを活用した研修 指導監督指針および法令で定められた事項
11月	ボルテックスグループKYT大会 インフルエンザの予防と対策について 指導監督指針および法令で定められた事項
12月	年末年始輸送安全総点検 事故や災害を想定した訓練（バスジャック） 秋の健康診断
1月	ドラレコ・デジタコを活用した研修 指導監督指針および法令で定められた事項
2月	AED・心配蘇生法研修 指導監督指針および法令で定められた事項
3月	ボルテックスグループ無事故・無災害大会 指導監督指針および法令で定められた事項

株式会社ボルテックスアーク 安全管理規程

目次	
第一章 総 則	
第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等	
第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制	
第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法	

第一章 総 則

第1条（目 的）

この規程は（以下「本規程」という）は、道路運送法（以下「法」という）第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。
（ただし、一般乗用は除く）

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針

第3条 （輸送の安全に関する基本的な方針）

1. 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
3. 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

第4条 （輸送の安全に関する重点施策）

前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

1. 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
2. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
5. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを確実に実施すること。

第5条（輸送の安全に関する目標）

第5条に掲げる方針に基づき、目標を別に定める。

第6条（輸送の安全に関する計画）

前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を別に作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第7条（社長等の責任）

社長は、輸送の安全確保に関する最終的な責任を有する。

1. 経営トップは、輸送の安全確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講ずる。
2. 経営トップは、輸送の安全確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
3. 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

第8条（社内組織）

1. 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。
 - ① 安全統括管理者
 - ② 運行管理者
 - ③ 整備管理者
 - ④ その他必要な責任者
2. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等理由に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合を含め、別に定める組織による。

第9条（安全統括管理者の選任及び解任）

1. 取締役のうち、旅客自動車運動事業運輸規則（以下「運輸規則」という）第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を選任する。
 - ① 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - ② 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - ③ 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全確保に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき。

第10条 (安全統括管理者の責務)

安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

1. 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底すること。
2. 輸送の安全確保に関し、その実施及び管理体制を確立、維持すること。
3. 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を実施すること。
4. 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
5. 輸送の安全確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
6. 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等事故防止その他の安全対策について必要な改善の措置を講ずること。
7. 運行官営が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理する。
8. 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理する。
9. 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
10. その他輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第11条 (輸送の安全に関する重点施策の実施)

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

第12条 (輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適切に社内において伝達され、共有されるよう努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠ぺいしたりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対策を講じる。

第13条 (事故、災害等に関する報告連絡体制)

1. 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。
2. 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な関係部署に速やかに伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

第14条 (輸送の安全に関する教育及び研修)

第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を別に策定し、着実に実施する。

第15条 (輸送の安全に関する内部監査)

1. 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者とし、安全真似自慢との実施状況を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合その結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告すると共に、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

第16条 (輸送の安全に関する業務の改善)

1. 経営トップは、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。
2. 悪質な法令違反により重大事故を起こした場合には、安全対策全般又は必要事項において現在よりもさらに高度の安全確保のための措置を講じる。

第17条 (情報の公開)

1. 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係わる情報伝達体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度の経過後100日以内に外部に対し公表する。
2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に報告する。

第18条 (輸送の安全に関する記録の管理等)

1. 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを3年間保存する。

第19条 (附則)

1. 本規程は業務の実態に応じ、適時適切に見直しをする。
2. 本規程は平成25年12月1日より実施する。



株式会社ボルテックスアーク
〒379-0129
群馬県安中市下磯部987-1
TEL 027-381-1919
FAX 027-381-1914